

令和7年度龍ヶ崎市シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の受付開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和7年7月11日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

1 業務名

令和7年度龍ヶ崎市シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」支援業務委託

2 業務概要

シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」（以下、「本事業」という。）は、令和4年12月に策定された、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」（以下、「みらい創造ビジョン」という。）における、魅力創造プロジェクトのうち「シビックプライドを向上させるシティプロモーションの展開」を推進するために取り組む市民参加型のシティプロモーション事業のひとつである。

本事業を持続可能な取り組みとするために、これまで行ってきた事業を発展させ、情報発信の担い手（市民インフルエンサー）の発掘や育成を行う市民PRチーム「i Love Ryu!」（仮称）の発足を予定している。市民PRチームの活動を通じ、市民が発見した本市の魅力をこれまで以上に発信する機会を創出することで、シビックプライド醸成に繋げ、推奨意欲や参画意欲の向上を目指すことが主な目的である。

主たる業務として、参加者向けワークショップ、参加者に対する情報発信支援を行うものとする。そのため、本業務の実施にあたっては、本市の意図を十分に理解したうえで企画提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。（ただし、検査期間10日間を含む）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (3) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、該当手続を開始後、裁判所の再生計画の決定を受けていること。
- (6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (8) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規定」という。)第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (9) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった

者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。

- (10) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (11) 国・地方公共団体又はそれに準ずる団体が発注者とし、自治体のシティプロモーション支援もしくは広報業務アドバイザー、または、市民が主体となって行う地域の魅力発信の活動支援に関する業務について、元請として受注した実績があること。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続は、「令和7年度龍ヶ崎市シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課広報・プロモーショングループ（担当：関口）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 369）

メールアドレス hisyo@city.ryugasaki.lg.jp